

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 No.008

処 分 名	庄和勤労福祉センターの使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、庄和勤労福祉センターの使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市庄和勤労福祉センター条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 26 号）第 14 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号）第 3 条
審 査 基 準	◎庄和勤労福祉センターの使用料の減免は、次の (1)～(3)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用する場合 (2) 春日部市立小・中学校の教育課程に基づく教育活動のために使用する場合 (3) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 20 年 4 月 1 日）
申請時期	使用する日の 7 日前までに
申請方法	1 階施設の窓口へ提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市庄和勤労福祉センター条例

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市庄和勤労福祉センター条例施行規則

(使用料の減免)

第6条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小・中学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

(減免する使用料等)

第3条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第3条関係）

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する 場合	障害者団体が使用する 場合
春日部市庄和勤労福祉センターの 使用料等	免除	減額（当該使用料等の額の2分の1に相当する額を減額することをいう。 以下同じ。）